

◎領域等の警備に関する法律案新旧対照表  
○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）〔抄〕（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別の部隊の編成）</p> <p>第二十二条　〔略〕</p> <p>2　防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の二の二第一項の規定による海上における警備準備行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隸属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。</p> <p>3　〔略〕</p> <p>（海賊対処行動）</p> <p>第八十二条の二　〔略〕</p>	<p>（特別の部隊の編成）</p> <p>第二十二条　〔略〕</p> <p>2　防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隸属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。</p>
<p>（海上における警備準備行動）</p>	

第八十二条の二の二 防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に

海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があつた場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上

における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるとときは、自衛隊の部隊に対し、海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（次項において「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定により自衛隊の部隊に対し海上における警備準備行動をとることを命じたときは、速やかにその旨を内閣に報告しなければならない。

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の四　〔略〕

2・3　〔略〕

（警戒監視の措置）

第八十四条の四の二 防衛大臣は、領域等の警備に関する法律（平成二十八年法律第 号）の定めるところにより、自衛隊の部隊に対し、警戒監視の措置を講じさせることができる。

（海賊対処行動時の権限）  
第九十三条の二　〔略〕

〔新設〕

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の四　〔略〕

2・3　〔略〕

〔新設〕

（海賊対処行動時の権限）  
第九十三条の二　〔略〕

(海上における警備準備行動の際の権限)

第九十三条の二の二 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十二条の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十七条第一項及び第十八条の規定は、海上保安官がその場にいない場合に限り、第八十二条の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、それぞれ準用する。

2 第八十二条の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

[新設]

○国家安全保障會議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）  
〔抄〕（附則第三条関係）

(傍線部分は改正部分)

十一　〔略〕

十二　〔略〕

十一　国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十二　重大緊急事態（武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び次項の規定により第九号又は第十号に掲げる重要な事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要な事項

十三　領域等（領域等の警備に関する法律（平成二十八年法律第

号）第二条第一号に規定する領域等をいう。第九条の二第一項において同じ。）における公共の秩序の維持に係る自衛隊の行動に関する重要な事項

十四　〔略〕

2　内閣総理大臣は、前項第一号から第四号まで及び次の各号に掲げる事項並びに同項第五号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

一　〔略〕

十三　その他国家安全保障に関する重要な事項

2　内閣総理大臣は、前項第一号から第四号まで及び次の各号に掲げる事項並びに同項第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

一　前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの  
イ　国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの若し

くはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

ロ 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

- ハ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する協力に関する法律第七条第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣
- 二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

### 二 「略」

#### （議員）

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

- 一 第二条第一項第一号から第十号まで及び第十四号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

### 一 「略」

### 三 「略」

の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務

大臣

〔新設〕

四 第二条第一項第十三号に掲げる事項 国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

2～4 〔略〕

（事態対処専門委員会）

第九条 〔略〕

5 4 3 2 〔略〕  
〔略〕  
〔略〕

（領域警備事態連絡調整会議）

第九条の二 会議に、領域等における公共の秩序の維持に関し、会議の審議に必要な情報を収集するとともに、関係行政機関が相互に適切に連携を図りながら協力することを確保するため、領域警備事態連絡調整会議を置く。

2 前条第三項から第五項までの規定は、領域警備事態連絡調整会議について準用する。

2～4 〔略〕

（事態対処専門委員会）

第九条 〔略〕

3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。

5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

〔新設〕